

ハローワーク米子からのご案内(4月)

お知らせ

求人に明示する労働条件が新たに3点追加されます

職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月以降、ハローワークに求人申し込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示が必要となります。

- ①従事すべき業務の変更の範囲
- ②就業場所の変更の範囲
- ③有期労働契約を更新する場合の基準

●詳しくは求人・企画部門へお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/ro604anteisokukaisei.html

お知らせ

障害者の法定雇用率の引き上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が令和6年4月から**2.5%に引き上げ**られました。

また、障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）しました。

●詳しくは雇用管理指導部門へお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

助成金

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)について

労働移動支援助成金から名称を変更し、雇用保険特定受給資格者を対象に追加するとともに、前職よりも賃金を5%以上上昇させることを必須条件化する改正が行われました。より高い賃金で新たに人を雇い入れる事業主の取り組みを支援します。

●詳しくは雇用管理指導部門へお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>

助成金

早期再就職支援等助成金(中途採用拡大コース)について

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）から名称を変更し、45歳以上の中途採用率の拡大に加えて、当該者の賃金を前職よりも5%以上上昇させた事業主に対する助成措置が講じられました。より高い賃金で新たに人を雇い入れる事業主の取り組みを支援します。

●詳しくは雇用管理指導部門へお問い合わせいただくか、下記をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html